

学校いじめ防止 基本方針

八戸市立旭ヶ丘小学校

旭ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校は、旭ヶ丘団地に隣接し、伝統とすばらしい地域環境に囲まれ、恵まれた教育環境にある。近年、日本において、いじめが大きな社会問題として取り上げられ、いじめによる自殺者が後を絶たない状況にあるのが現状である。この現状を受け、文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、児童生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ防止対策推進法を制定した。また、令和7年1月施行の「八戸市いじめ防止対策推進条例」では以下の基本理念が示された。

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、全ての児童等が互いを理解し、生命及び人権を尊重し、いじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及びいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを目指して行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、教職員、保護者、市民等及び関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

これらを踏まえて、本校において、「いじめ」をどのように捉え、どのようにして未然に防いでいくのか、また、いじめが起きた場合にどのように対処していく必要があるのかを、校長を中心として全教職員で共通認識をもち、取り組んでいく必要がある。そのために、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を築いていくために「旭ヶ丘小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校におけるいじめ防止に向けての基本的な姿勢として、次のように考える。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 校内体制について

（1）教育相談体制の確立

①職員会議の場で、児童の情報交換を行う。全職員の共通理解を図り、必要な場合は臨時の教育相談連絡会議を召集し、早期対応に努める。

- ・教育相談連絡会議（配慮を要する児童の全職員共通理解）
- ・全体の中で各学級担任から配慮を要する児童の情報交換を行う。

②指導体制の整備

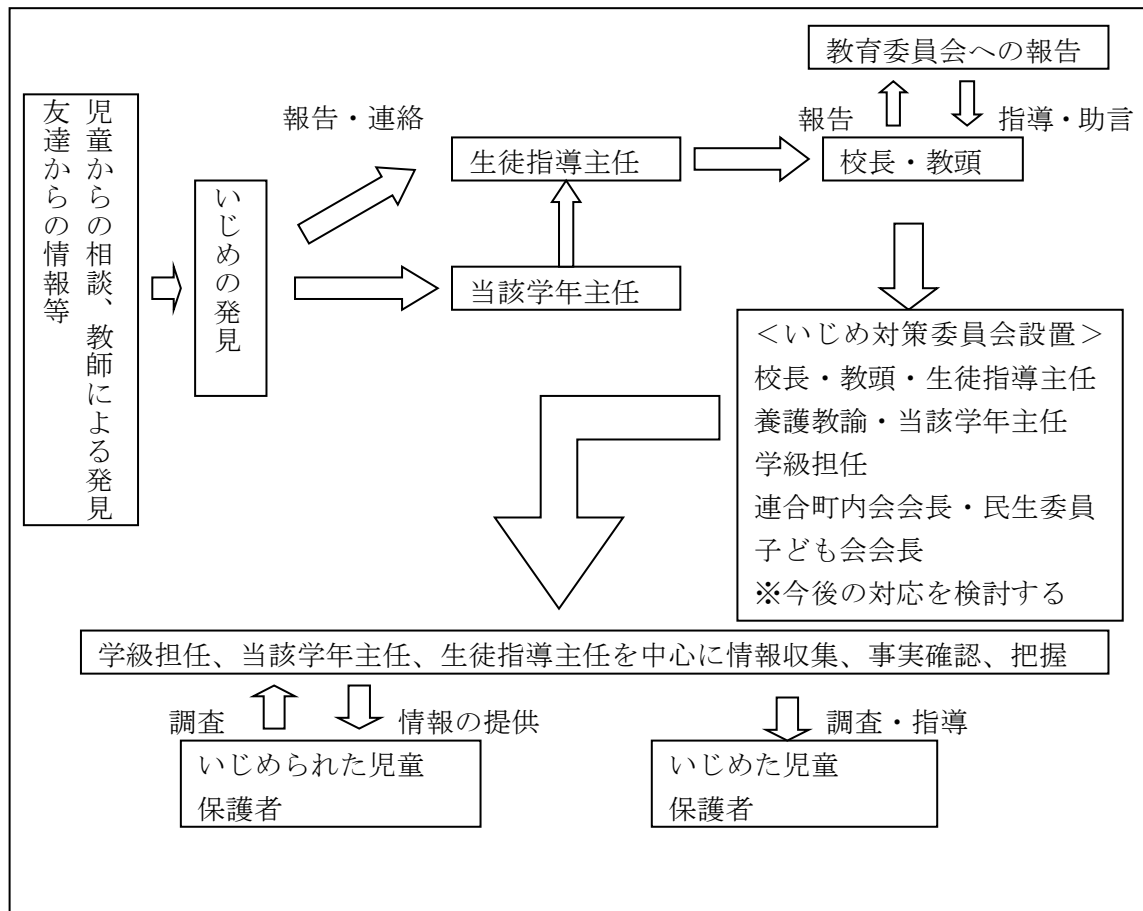
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、学級担任、生徒指導主任を中心に事実関係の把握、関係児童と保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・必要な場合、生徒指導主任は、教育相談連絡会議でいじめの相談があった児童の指導体制の組織を編成する。

※校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，当該学年主任，学級担任，養護教諭等を含めての指導体制を確認する。「いじめ対策委員会」を設置する。

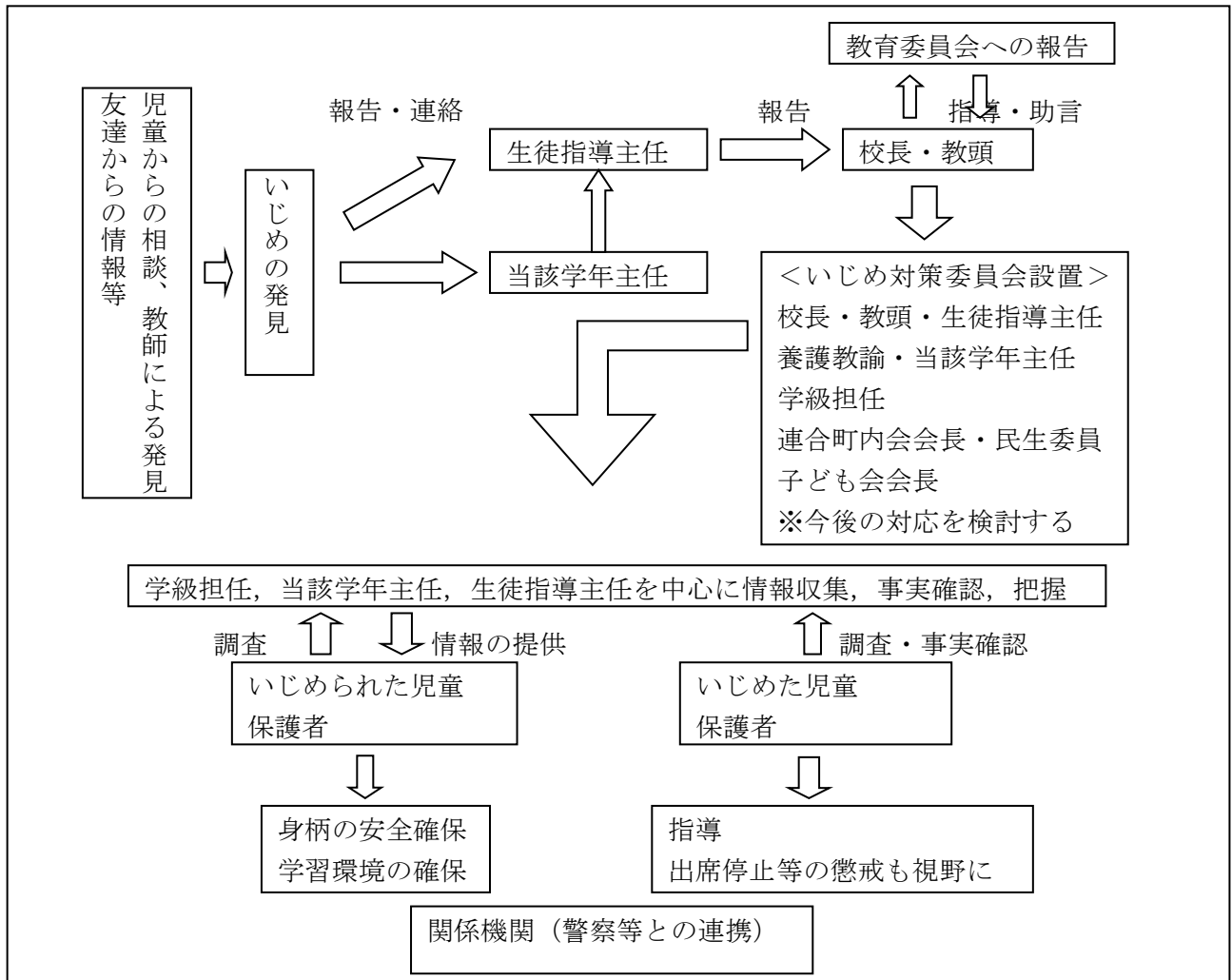
- ・学級担任及び生徒指導主任は定期的に情報を交換し，指導にあたる。また，連絡会議に名前があがっている児童については，普段の様子にも目を配り，必要な時は全職員で指導にあたる。
- ・長期休業中は，定期的に訪問または連絡をとり，児童や家庭の様子を把握し，場合によっては生徒指導主任などと連絡をとり，指導にあたる。
- ・いじめの相談があった児童の学級担任は，定期的に生徒指導主任と連絡を取り合う。

(3) いじめ防止に向けての校内体制組織図

①いじめ発生時



②重大事態発生時



3 いじめの未然防止について

(1) いじめ防止に対する基本方針

- ・人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を基盤とした，日常実践につながる道徳性の育成
- ・心が通い合い，磨き合う支持的な学校風土の醸成
- ・豊かな心を育てる体験活動や集団活動の充実

(2) いじめの未然防止に向けての取組

- ・学校，学級において，児童一人一人がかけがえのない存在としてお互いのよさを認め合える学級づくりに取り組む。また，一人一人が学級の一員として自覚し，学級のためにがんばろうとする意識を育てる。
- ・道徳の授業を基盤とした教育活動全体を通して，児童一人一人がかけがえのない存在であるといった生命尊重，基本的な生活習慣，自尊感情，言葉遣い，他者への思いやり，自己の生き方等についての指導を工夫し，道徳的実践の向上に努める。
- ・教師と児童，児童相互の人的なふれあいを通して温かい人間関係を築き，支え磨き合う集団風土の醸成を図る。
- ・「いじめは絶対に許されない行為であること」という認識を児童がもつような指導を行う。八戸市で行っている，「いじめの問題等に関する対話集会」での結果等を報告する機会を設け，全校で意識付けを図っていく。
- ・「わかった，できた」が実感できる授業の充実に努め，児童に基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせる。

4 いじめの早期発見について

- ・児童アンケートを行う機会を各学期に1回設け、いじめの実態把握をする。
- ・アンケート調査結果をもとにして、全校児童と担任教師による教育相談週間を実施する。
- ・教育相談週間に限らず、様子に変化が感じられる児童に対しては、積極的に声掛けを行い、児童との信頼関係を築くとともに安心感をもたせる。また、いつでも児童からの相談に応じ、その都度面談を行い受容的な態度で聞く。
- ・日常的に児童の様子を、担任をはじめ全教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・日常から保護者との連携を深め、保護者が相談しやすい環境づくりに努める。
- ・いじめの訴えがあった児童、保護者に対しては、受容的共感的な姿勢で受け入れ、親身になって傾聴し、児童の苦しみを受け止める。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめに限らず、悩んでいることや困っていることがある児童は、教師、保護者、友達等だれにでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝える。

5 解決に向けた対応について

- ・教員が気付いたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制で行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめた児童の気持ちを聞き、その児童の心の安定を図っていく指導を行い、再発の防止に努める。
- ・いじめを見ていたり知っていたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

6 重大事態への対応について

- (1) いじめによる重大事態とは次のように考える。(いじめ対策防止推進法第28条をもとに)
 - ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童生徒が自殺を企画した場合。
 - ・いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- (2) 重大事態の報告
 - ・いじめの事実を確認した場合の八戸市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、いじめ対策防止推進法に則して八戸市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- (3) 重大事態の調査
 - ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。
 - ・いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。
- (4) 重大事態に対する対処
 - ・いじめる児童に対し、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と相談して対処する。

- ・児童がいじめを行っている場合であつて教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。**(いじめ対策防止推進法第25条)**

※(いじめ対策防止推進法第26条により、いじめを行った児童の保護者に対して出席停止を命ずる等の措置をとることもあり得る)

7 地域、保護者、関係機関との連携の在り方

- ・いじめの事実を確認した場合、八戸市教育委員会へ速やかに報告し、指導・助言を求める。また、必要に応じて警察等の関係機関と連携を図って対応に当たる。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるという観点から、PTAや地域の会合等でいじめ問題など健全育成についての話を勧めるように働きかける。

・いじめ対策防止推進法による保護者の責務

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。